

## トラベルコーディネーター服務規則

(名称)

第1条 本専任委員は、トラベルコーディネーターと称する。

(目的)

第2条 本専任委員は、国際または理事が認める公式ビジターの西日本区滞在にあたり、友愛をもって必要な連絡調整および援助することを目的とする。

(位置)

第3条 本専任委員は、定款施行細則第13条第1項に基づき設けられる。

(任期)

第4条 本専任委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任を妨げない。

(職務)

第5条 本専任委員は、次の業務を行う。

- ① 公式ビジターに関する事前通知を把握し、区理事と調整して公式ビジターの区内滞在期間中のスケジュールを策定する。
- ② 公式ビジターに関してビザが必要な場合は、公式の招待状を準備し提供する。
- ③ 公式ビジター到着の1ヶ月前までに、関係者に対してホストおよびクラブ名、住所などを記載した日程表を送付する。
- ④ 区内の輸送機関の手配を行う。公式ビジターの出迎え、見送りは原則として交通機関のターミナルで行うように手配する。
- ⑤ 訪問クラブの選定に際しては、過去数年間に公式ビジターをホストしたことのないクラブを優先する。
- ⑥ 公式ビジターの宿泊はホームステイ先を募り、ホスト未経験者を優先する。
- ⑦ 公式ビジターが区内滞在中は常にその所在を把握し、必要な援助、助言を提供する。
- ⑧ 区から他区への到着日、および出発日は、公式ビジターの日程表を遵守して行動し、予定外の滞在は原則禁止として対応する。
- ⑨ 公式ビジターに関する費用については下記のとおり対応する。
  - a. 食費、宿泊費はホストする会員、クラブ、部または西日本区が負担する。
  - b. 区内の主幹線の交通費は区の負担とする。
  - c. 公式プログラムに関する旅費は国際が負担する。
- ⑩ 理事通信などに公式ビジターの情報が掲載できるよう記事を提供する。
- ⑪ 公式ビジター区内滞在中の全ての記録を整理して後任者に引き継ぐ。

(付則)

第6条 この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。  
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定 2005年11月28日 改正 2009年11月15日 改正  
2003年7月1日 施行 2005年11月28日 施行 2009年11月15日 施行